

海外テロ被害者に関する法案 [貴族院]

(仮訳)

目次

- 1 適用範囲及び解釈
- 2 助言及び支援
- 3 保険会社との取決め
- 4 海外テロ被害者への補償給付制度
- 5 補償の算定基準
- 6 補償請求、補償給付、審査及び上訴
- 7 他の条項の適用
- 8 本法の略称、発効日及び適用地域

(以下原文 1~4 頁)

[注: 太字で記載された文言は、特権に関する疑義を避けるため、貴族院により挿入された]

法案

英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）以外で発生したテロ行為被害者に対して助言及び支援を提供し、英国以外で発生したテロ行為による傷害リスクにつき個人が保険を付保する際に適用される取決めを定め、及びこれらに係る目的を規定する法案

女王陛下は、聖職者議員、世俗議員及び下院議員の助言と承認に基づき召集された本国会において、その権限に基づき、以下の法律を制定する。

1 適用範囲及び解釈

- (1) 本法律においては、下記の用語は、それぞれ下記の意味を有するものとする。
 - 「テロ行為」とは、政治的、宗教的又は思想的な主義主張を推進することを目的とし、かつ、下記のいずれかを明確に意図して行われる、人に対する深刻な暴力又は財産に対する深刻な損害を伴う行為をいう。
 - (a) 英国政府、適法に成立若しくは事実上存在する他の政府、又は国際政府機関を転覆させ、又はこれらに影響を及ぼす目的
 - (b) 公衆又は公共部門を威嚇する目的
 - 「海外テロ被害者」とは、2002年1月1日以降、英国外で発生したテロ行為により直接負傷した個人をいう。
- (2) 本法が定める取決め及び制度において給付を受ける個人は、下記のいずれかの要件に該当する者であることを要するものとする。
 - (a) 英国に通常居住する英国国民
 - (b) 行政委任立法により国務大臣が命令で受給要件を定める場合は、当該要件に該当する者
- (3) 第(2)項に基づく命令は、国会の各院に草案が提出され、各院の決議に基づいてその承認がなされるまでは、発行してはならない。

2 助言及び支援

- (1) 国務大臣は、海外テロ被害者に対して支援を提供する取決め、又は海外テロ被害者に係る取決めを定めるものとする。
- (2) 第(1)項に基づく支援では、下記に掲げる助言及び支援が提供されるものとする。

- (a) 本法が可決された時点で、英国政府が自ら又はその代理人により海外テロ被害者に対して一般的に提供するものと定められたすべての助言及び支援、及び
- (b) 国務大臣が適切と判断したその他の助言及び支援
- (3) 国務大臣は、第(1)に基づく取決めを定める前に、国務大臣が適切と考える海外テロ被害者の代表者（又は海外テロ被害者の親族の代表者）の意見を聞かなければならない。
- (4) 国務大臣は、適切と判断する方法により、第(1)項に基づいて定められた取決めを公告しなければならない。

3 保険会社との取決め

- (1) 国務大臣は、下記事項を実施する際に適用する取決めを定めるため、当該目的に適切と考える措置を講じなければならない。
 - (a) 英国以外で発生したテロ行為による傷害リスク、及びかかる傷害から発生する損害リスクに関し、個人が容易に保険を付保できるようにすること、及び
 - (b) 再保険リスクの全部又は一部を大蔵省が引き受けること。
- (2) 1993年再保険（テロ行為）法第1条（第18章）（金融的準備及び国会に対する契約または保証の提供義務）は、同条が同法第2条の取決めに適用されるのと同じく、同第1条の目的のために大蔵省が再保険責任を引き受ける際に適用される取決めにも適用されるものとする。大蔵省は、これら2つの取決めを共通に管理することができる。

4 海外テロ被害者への補償給付制度

- (1) 国務大臣は、海外テロ被害者に対して補償給付を支給すること又は当該被害者に関連する補償給付を支給することを目的とする、海外テロ被害者への補償給付制度（以下、「本制度」という）を策定する。本制度は、第3条その他の規定に基づく取決めに従い、補償金の調達可能性を考慮した上、適切な範囲内で策定されなければならない。
- (2) 本制度においては、特に下記に係る事項を定めるものとする。
 - (a) 補償給付が行われる際の状況、及び
 - (b) 補償給付の支給対象者の区分
- (3) 本条及び本法第5条乃至第7条においては、下記の用語は、それぞれ下記の意味を有するものとする。
 - 「1995年法律」とは、1995年犯罪被害者補償法（第53章）をいう。
 - 「補償給付」とは、本制度の定めに従って支給される補償の給付をいう。
 - 「所定」とは、本制度によって定められるものをいう。

5 補償の算定基準

- (1) 補償給付として支払われる補償金額は、本制度の定めに従って決定されるものとする。
- (2) 本制度においては、下記の補償給付金を支給する。
 - (a) 傷害の性質を参照して決定された標準補償金額、及び
 - (b) 所定の場合には、所定の損失及び支出の種類を参照して算定された追加補償金額
- (3) 下記事項について、補償給付に基づき支給される補償金額を算定するにあたっては、所定の場合における所定の算定方法を考慮した上で、これらの給付をなすものとする。
 - (a) 傷害が発生した場所に適用される所定の制度の定めに基づいて受け取ることができる補償、
 - (b) 英国又はその他の場所において、被害者に対して支給される所定の給付、又は被害者が致命傷を受けた場合には、当該被害者との関係において本制度に基づく補償給付金の受給資格を有する者に対して支給される所定の給付、
 - (c) 傷害に関して責を負うべき者に対して法的手続が行われた場合に、補償請求の結果支給された補償、又はかかる法的手続において補償請求が行われたとしたら支給される可能性のある補償、及び
 - (d) 被害者に対して又は被害者の利益のために発行された所定の種類の保険証券に基づいて、傷害（及び間接損害）に関連して支払われる支払金総額
- (4) 1995年法律第2条第(3)項乃至第(7)項（標準補償金額及び補償の最高限度額を定める条項、並びに補償関連条項の変更に関する経過規定を定める条項）は、犯罪被害者補償制度に適用されるのと同じく、本制度にも適用されるものとする。

6 補償請求、補償給付、審査及び上訴

- (1) 1995 年法律第 3 条第(1)項乃至第(3)項（補償に関する追加条項、補償額決定に関する証拠基準に関する条項、及び支払金額の回復に関する条項）は、犯罪被害者補償制度に適用されるのと同じく、本制度にも適用されるものとする。
- (2) 下記第(4)項に従うことを条件とした上で、上記法律第 3 条第(4)項乃至第(7)項に基づいていずれかの制度の下で監督官又は補償請求担当調査官としての職務を執行する者は、犯罪被害者補償制度に関するのと同じく、本制度に関してもその時点における自己の職務を執行するものとする。
- (3) 下記第(4)項に従うことを条件とした上で、1995 年法律第 4 条（審査）及び第 5 条（上訴）で定める規定、又はこれらの規定に基づいてその時点で実施される規定は、
犯罪被害者補償制度に適用されるのと同じく、本制度にも適用されるものとする。
- (4) 本制度においては、下記に掲げる事項を定めるものとする。
 - (a) 補償請求を受領した時点で直ちに、被害者に対して（又は被害者が致命傷を受けた場合には、当該被害者の被扶養者に対して、又は被扶養者が複数名いる場合には、当該被扶養者全員に対して）所定の金額が支払われること。
 - (b) 傷害、収入の喪失及び入院治療費に関しては、暫定的な補償給付を行うこと。
 - (c) 所定の状況に鑑み実行不可能又は不適切でない限り、傷害が発生した日から 2 年以内に補償請求に関する最終決定をすること（審査又上訴を含む）。

7 他の条項の適用

- (1) 1995 年法律第 6 条（報告及び説明）及び第 9 条（財務規定）は、その時点における犯罪被害者補償制度に関して適用されるのと同じく、本制度に関しても適用されるものとする。
- (2) 1995 年法律第 7 条（補償給付の譲渡不可）は、犯罪被害者補償制度に基づく補償給付に適用されるのと同じく、本制度に基づく補償給付にも適用されるものとする。
- (3) 2005 年所得税（取引その他の所得）法（第 5 章）第 732 条第(1)項（確定年金の免税）における犯罪被害者補償制度には、本制度が含まれるものとする。
- (4) 1967 年議会コミッショナー法（第 13 章）第 11B 条第(1)項の文言「補償制度に関する職務」には、本制度に関して犯罪被害者補償制度の監督官が行使しうる職務も含まれるものとして、同文言を読むものとする。
- (5) 1995 年法律第 11 条（議会の支配）は、犯罪被害者補償制度に適用されるのと同じく、本制度にも適用されるものとする。

8 本法の略称、発効日及び適用地域

- (1) 本法は、2007 年海外テロ被害者法と称するものとする。
- (2) 本法は、本法が可決された日を起算日として 1 ヶ月の期間が満了する日に発効するものとする。
- (3) 本法は、北アイルランドには適用しない。
- (4) 本法の規定により、国民若しくは公的資金に対して何らかの賦課金が課せられることはない。また、すでに賦課された賦課金額若しくは賦課金の帰属に変更が生じることも、又は何らかの方法によりいずれかの賦課に対して変更が生じることもなく、さらに本法の規定が、いずれかの賦課に係わる金銭の査定、課税、管理又は適用に影響を及ぼすこともない。

海外テロ被害者に関する法案 [貴族院] 法案

(以下原文5頁)

英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）以外で発生したテロ行為被害者に対して助言及び支援を提供し、英国以外で発生したテロ行為による傷害リスクにつき個人が保険を付保する際に適用される取決めを定め、及びこれらに係る目的を規定する法案

2007年6月4日に貴族院から提出された法案

2007年6月13日に庶民院より印刷命令が発行された。

© Parliamentary copyright House of Lords and House of Commons 2007

複写する場合は、Copyright Unit, Her Majesty's Stationery Office, St. Clements House, 2-16 Colegate, Norwich, NR3 1BQ に対して書面で申請しなければならない。

貴族院及び庶民院の承認による出版

ロンドン - THE STATIONERY OFFICE LIMITED

The Stationery Office Limited により英国で印刷